

令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事務処理要領

◇ ◆ 追加募集申請用 ◆ ◇

○ 本奨学金制度では、令和6年度当初募集以降に奨学金の貸与を希望するものについて再度奨学生を追加募集するものです。

1 制度の趣旨

この制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。

2 埼玉県高等学校等奨学金制度の仕組み

申請者（生徒）の申請及び学校長の推薦に基づき、県で審査を行います。貸与資格が認定された申請者は、埼玉りそな銀行と契約を結び、奨学金の貸与を受けます。貸与を受けた奨学金は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。

3 追加募集申請の対象となる生徒について

以下の（1）～（3）の全ての要件に該当し、令和5年度中学3年生時、令和6年度当初募集で申請を行っていない方が対象です。

- | |
|--|
| <p>（1）高等学校等に在学すること
（2）保護者が埼玉県内に居住していること
（3）品行方正であって、学習意欲があり（注1）、経済的理由により修学が困難（注2）であること</p> |
|--|

（注1）学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

（注2）世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が別に定める基準額以下である必要があります。ただし、令和6年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が所得基準を超えている場合であっても、家計急変の事情を証明する書類に基づき、県にて再計算のうえ審査を行います。

4 申請手続の流れ

- （1）追加募集の希望者がいる場合、財務課まで直接相談するよう御案内ください。
- （2）対象者に該当する場合、申請書類一式を学校へ送付しますので、申請者へお渡しください。
- （3）申請者から県へ申請書類等が提出されましたら、推薦調書作成依頼を学校へ送付いたします。作成後、財務課へ提出してください。
- （4）認定結果の通知は9月上旬頃になり、貸与日は9月下旬の予定となります。

※ 令和7年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

5 募集期間 令和6年6月24日（月）～令和6年7月31日（水）（必着）

7 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

電話 048(830)6658

8 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和6年4月から令和7年3月までの12か月間です。

9 その他

申請者が休学・退学等した場合など、奨学生の要件を満たさなくなった場合には、貸与資格が取り消されます。すみやかに担当まで御連絡ください。

奨学金の貸与期間中に、休学・退学等した場合、貸与資格が取り消され、貸与された奨学金は返還義務が生じます。貸与資格が取り消された場合は、貸与期間中に休学・退学等した場合、貸与資格が取り消され、貸与された奨学金は返還義務が生じます。